

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
歌志内市
- 2 構造改革特別区域の名称
日本一小さな市のワイナリー創生・歌志内（うたしない）ワイン特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
歌志内市の全域

4 構造改革特別区域の特性

（1）位置

歌志内市（以下「本市」とする。）は、北海道のほぼ中央、石狩平野の東北端の山麓地帯に位置する。周囲を緑あふれる山並みに囲まれ、狭い山間を山岳地帯に源を発するペンケウタシュナイ川が東西に貫流し、この両岸に続く平坦地と斜面が歌志内市のたたずまいとなっている。面積55.95平方キロメートルの本市は、その約75%を森林が占め、ペンケ山を主峰とする東部と南部は、他の600メートル前後の山々を境として芦別市に接し、北部は赤平山、かもい岳を境として赤平市に接している。また、西南部から西部は、次第に拓けて砂川市と上砂川町に接し、美しい秀峰や自然に恵まれ、めぐる季節ごとに表情を変えて、住む人、訪れる人々を魅了する緑の大地である。

（2）気候

本市の気候は内陸性で、四季の変化に富み美しい自然を織りなしている。過去10年間の年間平均降雪量は約10メートルに達し、その雪質には定評がある。風水害が少なく、安定した生活しやすい気候である。

（3）人口

明治30年代、本市の人口は7千人余りだが、明治40年代に1万人、大正時代には2万人を突破し、空知管内でも有数の一大炭鉱都市を形成した。昭和になってからも人口増加はめざましく、戦後の昭和23年に本市最多の4万6千人を記録した。

その後、昭和36年頃まで4万人前後の人口を保っていたが、昭和40年代に入ると、石炭産業の不振から閉山が相次ぎ、まちは過疎化の一途をたどり、昭和56年にはついに1万人を割った。さらに、平成7年3月の空知炭鉱閉山が人口減少に拍車をかけ、令和3年3月末には3千人を下回り、依然として減少傾向が続いている状況である。

（4）産業

令和2年の就業人口は1,150人で、産業別就業者数の構成を見ると、第3次産業が72%を占め、次いで第2次産業が25%、第1次産業はわずか3%となっている。第3次産業は医療・福祉や公務関係の占める割合が高く、第2次産業は建設業が中心となっている。人口減少に合わせ、従業員数も減少しており、また、就業人口の従業地推移を見ると、市内従業人口が565人で、市外583人を初めて下回った。

(5) 農業

本市は、地勢上から平坦地が少なく一般的な農用地の開発が困難であるが、産業の創出と振興を図るべく、ワイン用ぶどうの栽培に取り組んでいる。

本市の上歌地区にある露頭炭採掘跡地において、平成28年度から令和2年度まで市が試験栽培事業としてワイン用ぶどうを生産し、令和元年度に75kgを収穫した。令和2年度は80kg、令和3年度は1,000kg、令和4年度は1,600kg、令和5年度は3,500kgの収穫を行っている。

ワイン用ぶどうの栽培を始めとする産業の振興対策を着実に実現させることにより、安定した雇用と就業人口の増加を図り、人口減少の抑制と定住化の促進に結びつけられると考えている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、石炭とともに栄えたまちであり、相次ぐ炭鉱閉山の影響によってまちも衰退していく中、露頭炭採掘跡地に可能性を求め、跡地を活用した圃場整備に取り組み、「黒ダイヤのまちから、葡萄色のまちへ」をスローガンに、ワイン用ぶどうの苗を植えた。炭鉱閉山や企業の撤退など、紆余曲折を乗り越えながら、本市が民間企業から土地と建物を購入するとともに、栽培技術員を採用し、5年間にわたり試験栽培を続け、令和3年4月に本格的な事業化が可能と判断され、市内で新たに設立された農地所有適格法人に事業譲渡した。

日本一人口の少ない市で、市民が抱いた夢「歌志内産のワイン」の実は、かもい岳スキー場やチロルの湯など市内観光拠点施設とともに、地域振興の起爆剤として大きな期待が寄せられている。

5 構造改革特別区域計画の意義

特例措置の活用により、地域の特産品である農産物を用いた果実酒の製造が小規模な施設でも可能となり、人口約3千人のまちで、日本一小さな市にワイナリーが誕生することになる。

また、現在は、1事業者でのワイン用ぶどう栽培であるが、ワイン用ぶどうの栽培が規模拡大することにより、就農者の確保や農業・製造における新規参入など地域産業の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、地域の農家による地域の特産物を原料とした酒類の製造などが可能となり、日本一小さな市でのワイナリーが誕生することとなり、各種行事での乾杯やお土産などに「歌志内で製造された酒」を提供することが可能となるほか、観光入込客数の増加により、本市全体の地域の活性化を図ることを目標としている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 日本一小さな市のワイナリーによる知名度アップ

日本一小さな市における酒類の製造、提供、販売を市外イベントやマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市と商品の知名度アップにつながる。

(2) 交流人口の拡大による地域経済の活性化

上記による市の知名度アップに加え、各種行事での乾杯やお土産としての提供、施設見学希望者への対応、カフェ営業回数増加なども検討し、観光入込客数の増加により、地域経済の活性化を図る。現状では、苗木の植栽時やぶどうの収穫時に、栽培技術員の人脈により、道内外からレストラン関係者などの幅広い業種のボランティアが訪れており、今後の知名度アップに期待できるとともに、また、レストランやカフェの営業においても地域経済の活性化や新規雇用の促進につながると考えている。

【特産酒類の製造に関する目標】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特産酒類製造事業者数	1件	1件	1件
特産酒類（果実酒）製造数量	3.0kl	3.0kl	3.0kl

【観光客入込客数に関する目標】

	令和元年度（実績）	令和7年度（目標）
観光入込客数	174.8千人	350.0千人

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

歌志内市の全域

(3) 事業実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備等の詳細

上記2に記載の者が、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6キロリットル) が果実酒については2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、地域で新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、農業者の経営多角化、新規就農の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性化と産業の維持が確保される。

全体としては、小規模農業、小規模酒類製造、小売りについて官民協働による体制により、移住定住、就農、稼ぐ力の強化をしっかりと行っていく。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。